
目安箱への投稿

■ 日付：2025/4/09

■ 件名：出来形管理基準に定められていない項目の取り扱いについて

■ ご意見・お問い合わせ

出来形管理基準に定めのない項目について監督職員と協議して定めると写真管理基準の出来形管理には記載があります。また、竣工検査でも聞かれることがあるため考査項目別運用表にも記載があると思われます。しかし工事書類の適正化指針(令和7年3月)の4.事例及び回答一覧表の番号 -19には監督職員と調整し施工計画書に記載するH30済と書かれています。また「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和7年3月)26にも正式な協議は不要となっています。定めのない出来形管理基準値について協議は必要なのでしょうか？どうするのが正解かわからないので教えてください。

■ 回答

適正化指針に記載のとおり、個別の協議書は必要ありません。
監督職員と調整し、施工計画書へ記載して下さい。